

平成22年3月29日

告示第135号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び実施に関し必要な事項を協議するため、栃木市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（令6告示115・一部改正）

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関すること。
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 交通計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

（令6告示115・令6告示300・一部改正）

(組織)

第3条 交通会議は、25人以内の委員をもって組織する。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民又は利用者の代表
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 関東運輸局栃木運輸支局長又はその指名する者
- (5) 道路管理者
- (6) 栃木警察署長又はその指名する者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 市長が指名する職員
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 交通会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

5 交通会議の会議は、公開とする。ただし、交通会議が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(令6告示115・一部改正)

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、生活環境部交通防犯課において処理する。

(平23告示46・一部改正)

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 委員の委嘱又は任命後最初に招集する交通会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(委員の任期の特例)

4 平成30年4月1日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(平 3 0 告示 6 9 ・ 追加)

附 則 (平成 2 3 年告示第 4 6 号)

この告示は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年告示第 6 9 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年告示第 1 1 5 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(栃木市地域公共交通活性化協議会設置要綱の廃止)

- 2 栃木市地域公共交通活性化協議会設置要綱 (平成 2 9 年栃木市告示第 1 0 2 号) は、廃止する。

附 則 (令和 6 年告示第 3 0 0 号) 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。